

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項

【改正の概要】

「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲に関する改正

①ガス事業法施行令及び薬剤師法施行令の一部改正に伴う改正
施行令改正により生じた条項ずれに伴う所要の改正

②宅地造成等規制法の一部を改正する法律に伴う所要の改正

宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和5年5月26日より施行され、新たに、県下全域で宅地造成等工事規制区域等を指定するなど、大幅に事務が変更となる。

新法施行後の事務については、当分の間、県で行うこととするため、現行の宅地造成等規制法で移譲している次の事務について、移譲を廃止することに伴い、一部改正を行うものである。

項	現行法		改正後
	移譲事務	移譲先	
40の3	宅地造成工事規制及び造成宅地防災の <u>区域指定</u> 等	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市	<u>移譲の廃止</u> (項削除)
41	規制区域内の <u>工事の許可</u> 等	各市（中核市を除く）	
42	規制区域内の <u>工事の許可の申請の受付及び県への送付</u> 等	各町	

※いずれも中核市である松山市へは法定移譲されている。

施行日	① 公布の日
	② 令和5年5月26日

【その他参考事項】